

# 浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、介護サービスを必要とする高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしく生き生きと住み続けられる環境の整備を図るため、介護サービス事業者が行う認知症対応型共同生活介護事業所の整備事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症対応型共同生活介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。
- (2) 居宅介護支援事業所 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所をいう。

(補助対象事業)

**第3条** この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和8年4月1日以後に工事を完了する、居宅介護支援事業所を併設する認知症対応型共同生活介護事業所の整備事業とする。

(補助対象者)

**第4条** この補助金の交付を受けることができる者は、令和7年4月1日以後に市長が別に定める浦安市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る選定委員会により選定された事業者とする。

(補助対象経費)

**第5条** 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、別表の補助限度額又は補助対象経費の実支出額のうち、いずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

**第7条** 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が定める期日までに、浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工程表、位置図、平面図及び立面図
- (4) 補助対象経費の積算内訳書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

**第8条** 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条の通知を受けた事業者が、補助金の交付決定後に生じた理由により、前条の申請書及び添付書類に記載した計画等を変更し、又は補助対象事業を廃止したときは、規則第8条第1項の規定により速やかに市長に届け出ること。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 市長の承認を受けて、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (4) 補助対象事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助対象事業の完了の日（補助対象事業の廃止の届出を行った場合には、その届出の日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (5) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金その他の資金提供を受けないこと。

- (6) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (7) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (8) 補助対象事業が完了したときは、速やかに法に基づく認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所に係る指定を受けること。
- (9) 補助対象事業により整備した認知症対応型共同生活介護事業所は、浦安市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第30号。以下「地域密着型サービス基準条例」という。）第110条第9項に規定するサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所又は浦安市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第31号）第71条第9項に規定するサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所としないこと。

（交付の決定の通知）

**第9条** 規則第6条の規定による通知は、浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（申請事項の変更等の届出）

**第10条** 規則第8条第1項の規定による届出は、浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金申請事項変更等届（別記第3号様式）に、変更等をした事項を証する書類を添えて、行うものとする。

（実績報告）

**第11条** 規則第12条の規定による報告は、浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金実績報告書（別記第4号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

- (3) 補助対象事業の経費に係る領収書の写し
- (4) 補助対象事業に係る施設の竣工写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

**第 1 2 条** 規則第14条の規定による通知は、浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金額確定通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(請求)

**第 1 3 条** 規則第15条の規定による請求は、浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付請求書（別記第 6 号様式）により行うものとする。

(補則)

**第 1 4 条** この要綱に定めるもののほか、浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条・第6条）

| 区分    | 補助限度額                                                        | 補助対象経費                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新築の場合 | 地域密着型サービス基準条例第109条に規定する共同生活住居（以下「共同生活住居」という。）一につき36,750,000円 | 認知症対応型共同生活介護事業所の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、併設する居宅介護支援事業所及び市長が必要と認める整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要                                                                 |
| 改修の場合 | 共同生活住居一につき27,560,000円                                        | な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。 |

## 別 記

### 第 1 号様式（第 7 条）

浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

年度浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 工程表、位置図、平面図及び立面図
- (4) 補助対象経費の積算内訳書

第 2 号様式（第 9 条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第 4 条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

### 第3号様式（第10条）

浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金申請事  
項変更等届

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

届出者 名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金に係る事業について、次のとおり（変更・廃止）したいので、浦安市補助金等交付規則第8条第1項の規定により届け出ます。

1 （変更・廃止）の理由

2 （変更・廃止）したい内容

注 変更等をした事項を証する書類を添付すること。

#### 第4号様式（第11条）

### 浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

報告者 名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業の経費に係る領収書の写し
- (4) 補助対象事業に係る施設の竣工写真

第 5 号様式（第12条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金額確定  
通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした

年度浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金の額について、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額 円

第 6 号様式（第13条）

浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

請求者 名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市認知症対応型共同生活介護事業所整備事業費補助金を、浦安市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円